

福井女子中学生殺人事件の早期無罪判決を求める要請書

名古屋高等裁判所金沢支部第2部

裁判長 山田 耕司 殿

10月23日に名古屋高等裁判所金沢支部において福井女子中学生殺人事件の再審開始決定判断が出されました。本件検察官の任意開示にかかる証拠書類を綿密かつ精緻な検討を加えた結果、開示された証拠の中に検察が一審から隠してきた証言や、矛盾する客観証拠における前川彰司さんの事件に対する関与の疑いに対し「弁護人らが提出した心理学者作成の鑑定書や、ルミノール反応の陰性化に関する実験結果を始めとする他の新証拠を更に検討するまでもなく、請求人が本件犯人である事については合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは認められず、請求人を犯人であると認めることはできない。」とした決定に、検察も覆すことは不可能として異議申し立てを断念し再審開始が確定しました。

前川彰司さんは逮捕されて以来、自白なし、物的証拠なしの本事件において一貫して無実を主張し、37年もの間苦しみ続けてきました。1審の福井地裁は、「関係者らの証言は信用できない」として無罪判決としましたが、2審名古屋高裁金沢支部は、「関係者らの証言の大要が一致している」という理由だけで逆転有罪判決を言い渡し、最高裁が上告を棄却したため、前川さんは服役を余儀なくされました。また、第1次再審請求も、名古屋高裁金沢支部は再審開始を決定しましたが、名古屋高裁本庁が再審開始を取り消し、最高裁は特別抗告を棄却しました。

今回の再審開始決定でようやく待ち望んだ公判が始まろうとしています。

貴裁判所は「私はやっていない!」「いままで信じてもらえなかった。」と叫んでいる前川彰司さんの真実の訴えを聞いてください。「無実の者は無罪に!」父禮三さんも91歳になり息子の無罪報告を心待ちにしています。

一日も早く裁判で無罪の判決を出されるよう切に要請する次第です。

氏 名	住 所